

### 第三章 福沢諭吉の台湾論

福沢諭吉は欧米の文化に追いつくため若者たちに洋学を修めさせなければという信念のため、幕府の招きを断り、さらに新政府への出仕も断った。それから《西洋事情》、《西洋旅案内》、《学問のスズメ》、《文明論之概略》などを次々に公刊し、明治維新後の日本が中華思想、儒教精神から脱却して西洋文明をより積極的に受け入れる流れを作り、啓蒙運動の先頭に立った。ところが晩年に入った福沢諭吉はアジア諸国を蔑視し、侵略を肯定し、人種差別主義者となり、後世の批判を受け続けている。要するに、日本の近代化を導いた思想的リーダーとして今も一万円札を飾る福沢諭吉は近代日本の先覚者とされながら毀誉褒貶半ばする思想家と思われる。その思想と行動は日本社会の専制を痛打し人間の尊厳、自由、平等を育んだ一方、明治十八年（1885年）即ち甲申事変失敗の後に発表した《脱亜論》<sup>1</sup>に「不幸なるは近隣に国あり」として中国と朝鮮を挙げ、両者が近代化を拒否して儒教など旧態依然とした体制を維持していることを批判して「今の文明東漸の風潮に際し、逆も其独立を維持するの道ある可らず」と言い切り、そして「悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可らず。我は心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」といい、両国とは手を切って日本一国で近代化を推進すべきだと結んだ。その後、遂に日清戦争に熱狂して全国第二位の高額の個人献金をし<sup>2</sup>、中国大陸への侵略を肯定した。

確かに、福沢諭吉の価値判断の物差しは根本において明快、単純であったと言え、「文明対野蛮」がそれである<sup>3</sup>。従って、彼は堂々と日清戦争を「文野の戦争なり」と比喩したのは驚くことではないであろう。彼によると、実は日清戦争が「日清兩國の間に起りたりと雖も、其根源を尋ねれば文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦にして、決

<sup>1</sup> 福沢諭吉、慶応義塾編、〈脱亜論〉。『福沢諭吉全集』第十卷、1958-1964年、P. 238-240。

<sup>2</sup> 個人献金において全国第一位は毛利之徳の一万五千元で、第二位の一万円は福沢諭吉を含めて四人がいた。

<sup>3</sup> 岡本幸治、『MINERVA 日本史ライブラリー⑤・近代日本のアジア観』、1998年、P. 16。

して兩國間の争に非ず」<sup>4</sup>と強調し、つまり、日本は文明の名において清国と戦ったのである。その意味において、清国を屈服させることは神聖な戦いとされていた。それで、その神聖な戦いで獲得した報酬である台湾を福沢諭吉はいうまでではなく、いっそう重要視したはずである。特に、三国干渉で遼東半島を清国へ返還した事件で、台湾がその初ての植民地となり、これを如何に保有し、同時に経営の軌道をうまく乗らせるか等の問題を福沢諭吉はずっと気にかけていた。

そういうわけで、本章では日本の文明開化を先導した偉大な思想家と言われている福沢諭吉が時事新報に発表した台湾に関する論述を通して彼の台湾像とその後の台湾経営上における建議を検討し、その文明開化の思想に現れた植民地主義といったものも捉えようと思う。

## 第一節 台湾占領の観点

福沢諭吉が台湾を占領しようとする野心は既に日清戦争のほぼ十年前、即ち明治十七年（1884年）に《東洋の波蘭》という論説において、中国分割の予想図に表れていた。それによると、中国本土のほとんどは、フランス・イギリス・ドイツ・ロシアの間で分割され、日本は台湾とその対岸の福建省の半分を領有することとなっている<sup>5</sup>。事実上において台湾は日清戦争でついに日本の支配に置かれ、福沢諭吉も明治三十一年（1898年）になって十四年前の自分の予言が適中したことを誇っていた<sup>6</sup>。それでは、苦心に苦心を重ねて台湾を占領しようと提唱していた福沢諭吉のその意図はそもそも何であろうか、台湾は本当に日本にとって重要であると同時に不可欠の宝物であろうか、ここではその答えを探してみたいと思う。

---

<sup>4</sup> 福澤諭吉、慶応義塾編、〈日清の戦争は文野の戦争なり〉。『福澤諭吉全集』第十四巻、P. 491。

<sup>5</sup> 前掲、〈東洋の波蘭〉。『福澤諭吉全集』第十巻、P. 72。

<sup>6</sup> 鹿野政直、『福沢諭吉・人と思想』、1982/06/10 第15刷、P. 158。

明治二十八年（1895年）の日清戦争の結果は、福沢諭吉のその一生の願いがやっと実ったと言えるであろう。それは即ち、日本は文明開化のかけで旧勢力の代表である清国を敗った上に植民地を得て、終に欧米列強のような植民地主義の強権となったという結果である。そのうちで特に植民地の獲得は日本全国を戦勝気分浸らせ、今後日本の世界舞台における活躍を期待させるものであった。日清戦争が行われていた時に、福沢諭吉は既に植民地の獲得を強烈に期待し、清国に領土の割譲を要求すべきであると提唱した。彼は《臺灣割譲を指令するの理由》<sup>7</sup>一文にこのように述べていた。

「……臺灣は我榻傍の鼾聲にこそあれば、永遠の和平を維持せんが為め之を我有に收むるは日本國の最大要務にして、之を割譲せしむるに於て誰か一語の非を入るる者あらんや。我輩は敢て日本の都合上より臺灣略取を云はず、唯我邊境たる沖繩縣の安全を謀り、支那人の野心を根底より斷絶せしめんが為めなり。」

つまり、土地割譲を要求すべきである理由として、清国の東北は朝鮮の、台湾は沖繩の安全を確保できるゆえ、この両地を日本支配下に置けば紛糾の再起が必ず断絶できるようになるというのである。言い換えれば、日本の国防のために止むを得ず、必要な手段として、断固として南方の台湾を奪い取るべきであると主張する。従って、台湾の重要性というものは南方の沖繩に他国からの勢力の侵入を免れさせ、日本帝国の南方疆域を防衛する点にあるが、その帝国の周辺防衛線の主張も、即ち福沢諭吉の台湾占領に対する観点であると考えられる。

このような主張は日本政府が明治三十一年（1898年）に中国に向かって福建不割譲宣言を求めたことでもはっきりわかる。福沢諭吉は台湾対岸である福建がもし他国の手に入るならば、台湾防備は深刻な状態に臨む恐れがあると考えた。そのため日本政府が中国に福建は外国に割譲しないこと

<sup>7</sup> 福澤諭吉、慶応義塾編、〈臺灣割譲を指令するの理由〉。『福澤諭吉全集』第十四巻、P. 659-660。

を要求すべきだと呼びかけている。彼はこのように述べていた。

「是時に當り我政府が支那に對して福建省を他國に譲らざることを誓言せしめたるは、自國自衛の爲めに止むを得ざる手段にして、内外孰れの國人にも異議はなかる可し。……我輩は更に一步を進めて台灣對岸の或る地點を支那政府より借受けて自から之を守るの必要を認むるものなり。吾々日本人は支那に對して寸毫の野心を懷くものに非ず。」<sup>8</sup>

つまり、列強の中国における勢力の画定において日本は台湾の防衛を確保するために中国から福建省を借り受けることは止むを得ない手段とされた。ここで注目をしなければならないのは、福沢諭吉は福建を日本領にせず借ることとし、日本人が中国に對して「寸毫の野心を懷くものに非ず」と強調したが、事実上日本は結局アジアへの侵略戦争を起こしたことで彼のそういった言い方が単に侵略戦争に正当化の論拠を与えるためではなかったかと考えられた。また、日本政府は台湾における日本軍に抵抗する騒乱を取り除くことに尽力したが、長時間を経ても、台湾島内の安定はなかなか成し遂げられないと指摘し、その原因は台湾島内の抗日勢力が、実際には長い間にひそかに對岸（福建）からの扇動と援助を絶えず受けていたのである、と福沢諭吉は訴えていた。

「本來烏合草の賊輩、これを剿滅する、甚だ容易なるに似て實際に容易ならざるは、即ち支那大陸の地方に竊に氣脈を通じ……禍の根源は彼の對岸に在り……若し支那政府の政令にして頼むに足るものあらんには、彼をして取締らしむるこそ至當なれども、斯くの如きは到底今の政府に望む可らず。」<sup>9</sup>

---

<sup>8</sup> 前掲、〈對清要求の理由〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 331－332。

<sup>9</sup> 前掲、〈對清要求の理由〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 333。

そういうわけで、中国政府に頼られないゆえに日本は福建を借りることで台湾における抗日勢力を一掃するわけであると説得し、決して占領する意図がないと言明した。それなのに、武力を使ってどうしても福建を借りたいという決意を福沢諭吉はこのように強調していた。

「本来日本人の目的は只自國自衛の為に外ならざれば……然るに若しも彼の政府にして單に一片の猜忌心の為めに斯る至當の要求を拒絶せんとするが如き……茲に至ては萬止むを得ず威力を以て之に臨み、求むる所を實にするの外なきのみ。」<sup>10</sup>

従って、福沢諭吉は国家の自衛のためには主権線を守り、利益線を防護することが必要だと述べて、事実上、台湾、更にその後の福建、朝鮮及び関東州などを支配することを合理化しようとしている。結局、文明の名を以って当時アジアにおける唯一の文明国として誇っている日本は非文明的な手段で自身の利益をはかる結果になってしまった。

## 第二節 台湾移民殖産論

新領土の獲得が確定された後、福沢諭吉は待ちきれなく《新領土の處分》一文を発表して、やる気満々で新領土の統治に対して自分の力を生かそうとした。彼はまず新領土の處分をこれまで欧米列強の経験を鏡にして日本の植民地統治に二案を提出した。それは即ち、

### ア、「純然たる新日本國を作る」

「新領土の土地を取ってその地にある富源を開発し、従前在住の住民を無視して少しもその去就を介する必要はない。と同時に、日本国内国民の移住を奨励してその地に日本人の多数を居住させ、日本国内のような

---

<sup>10</sup> 前掲、〈止むを得ざれば威力を用ふ可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 335。

新日本国を作る。」

## イ、「従前在住の住民を以って全體の繁昌を謀る」

「従前の住民を日本人に同化した上でますますその人種を繁殖させ、日本政府は唯その地の政治権を握り、そして民心を得られるように全ての習慣や風俗は相変わらずに従わせ、それを以って全体の繁栄を図る。」

何れか採用した方がいいといえ、福沢諭吉は「臺灣の如きは熱帯の孤島にして、天然の物産に富み、人の居住にも易くて、内國人の移居者も必ず多からんれば、唯その土地のみを領するも、人口は促さずして繁殖す可けれども……」<sup>11</sup>と、台湾に「純然たる新日本国を作る」案を実施しようと唱えた。彼によると、「臺灣は地味豊饒、氣候温暖、殖産の為には此上もなき便宜の土地にして……何れも炎熱の賜にして、其天恵地福に富める、内地と同日の談に非ず」<sup>12</sup>単に年に物産の生産量からいえば、稲作の収穫は年に二、三回でき、日本本土の一年に一回より誠に幸甚である。その他、茶や砂糖などの殖産もその生育が甚だ速い。それゆえ、台湾全島の面積は凡そ九州に等しいが、その殖産量はかえって九州の三倍ほどある。さらに、如何にしてその富源を開発してその利を得るのかという問題を福沢諭吉は人種から以下のように分析している。

### 2-1. 内地移住者—熱帯殖産論

福沢諭吉は台湾における優れる自然環境と資源を「天恵地福」と形容したが、《臺灣永遠の方針》一文に一層熱帯である台湾の自然風土と殖産の関係を詳しく説明した。

「殖産と熱とは苟も離る可らずして、各種の殖産は實際、熱の為に成るものと云ふも可なり。又その業に従事する労働者の身に取りても、氣候温暖の土地に於ては食物を要すること自から少なく、衣服も厚きを重ねるの必要なし。衣食の費用少なければ生活甚だ易し。

<sup>11</sup> 前掲、〈新領土の処分〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 139。

<sup>12</sup> 前掲、〈臺灣永遠の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 265。

生活易ければ労働の賃銀も自ら低廉にして、事業はますます発達せざるを得ず。殖産と熱との関係甚だ密なるを知る可し。」<sup>13</sup>

これは即ち福沢諭吉の熱帯殖産論の論述であると考えられる。つまり、国防上の目的を別にして、台湾そのものが持つ日本に対するもう一つの価値はその豊かな殖産にある。だが、台湾は既にその優れた条件があるのに、現実にはその文明開化の程度はかえって日本ほど遥かに及ばない原因は何であろう。福沢諭吉はその原因が正しく人種の相違にあると言明した。福沢諭吉によると、

「炎熱の氣候が殖産の發達に非常の效能あるは疑ふ可らざる事實なれども、印度の如き、南洋諸島の如き、又亞非利加の如き、其土地に住する土人が本來無智蒙昧の蠻民にして、自から天與の幸福を空ふし、哀れ至極の有様に安んじたる……」<sup>14</sup>

としており、それはつまり、台湾にもインドや南洋諸島のような「無智蒙昧の蠻民」が住んでいるため、台湾の富源は未開発のままに放置されているのである。それゆえ、福沢諭吉はその解決のあり方をこのように述べていた。

「然るに彼の島民等は斯る天然の富源を眼前に控へながら、之を開發するの考なく、依然貧弱に安んじて今日に至りたるは、畢竟無知蒙昧なる蠻民の常にして、殖産の何物たるを知らず……是れぞ所謂天物を暴殄するもの……此天恵地福を其儘にして蠻民等の手に付するを許さず、大に内地の人民を移住せしめて其富源を開發するこそ文明の本意なれ。……開闢以來の野蠻事業を蠻民の手より取上げて、之に加ふるに文明流の新工風を以てす、其發達驚く可きものあるは

<sup>13</sup> 前掲、〈臺灣永遠の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 265。

<sup>14</sup> 前掲、〈氣候と殖産〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 268。

疑を容れざるなり。」<sup>15</sup>

つまり、彼は台湾における富源を徒に「無知蒙昧なる蠻民」に掌握させたことが「天物を暴殄する」と指摘し、そして台湾は既に日本の版図に属したゆえ、これから文明的な日本人が熱帯資源に富む台湾の開発を担当すべきであると強調した。

こうすることによって、人が居住し易い台湾に日本から大量の移住民を招致して日本国内における過剰人口の問題を解決することができる一方、移住民の文明の技術で熱帯殖産の経営を行うことによって台湾の富源も開発できるようになる。それは福澤諭吉の考えにおいて疑いないものであり、最も理想的な結末であろう。従って、日本国内に過剰している文明的な日本人が台湾に移住して「無知蒙昧なる蠻民」に代わり、その熱帯資源を開発することはこれ以上はない適切な策であるといえる。

しかし、日本本土から大量の移住民を招致しようとするならば、まず日本人に相応しい生活環境をつくらなければならない。それは即ち「生命私有の安全を保證し、内外人をして安心して工業商賣に従事せしむる」<sup>16</sup>という環境である。それについて、福澤諭吉は《臺灣事業の經營》<sup>17</sup>という一文で詳しく述べていた。彼によると、至急整えなければならないのは台湾島における交通の問題である。それは即ち「島地の南北を貫通して新竹より恆春まで凡そ二百幾十哩の間には是非とも一條の幹線を敷設せざる可らず」と「全島四周の沿岸に一個所の良港も見出さざるの一事なり」という二大公共事業である。また、衛生面では「臺灣熱」と称された風土病の流行は台湾の發達を妨げるゆえ、「其風土を變換して病源を絶つの工風なかる可らず」とし、その方法としては、「臺灣の如きも必要の地には水道を設けて飲用水に注意し、又下水を疏通して惡水の停滯を去り、清潔法を嚴にして多年來堆積したる塵埃汚物を一掃するは勿論、或は樹木を植付け森林を發達せしめて空氣を清潔にし、又家屋の構造法を改良する等」と

<sup>15</sup> 前掲、〈臺灣永遠の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 265-266。

<sup>16</sup> 前掲、〈臺灣割讓の利益〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 160。

<sup>17</sup> 前掲、〈臺灣事業の經營〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 375-377。



した。ところが、それらの公共事業建設は必ず日本政府に巨大な経費の負担を齎し、財政の負担となってしまうが、福沢諭吉は思い切って隠し立てしない言葉で台湾は確実に投資に値すると明言した。彼によると、

「我輩の所見を以てすれば差當り島地の經營に年々千萬圓以上の支出は是非とも必要にして、今日の處にて到底收支相償ふの見込みはなきことなれども、前途の發達繁昌を想像すれば決して掛念するに足らず、數年の後には間接もしくは直接に其支出を償ふのみか、更に大に益するの結果は萬々疑ひなき所なれば、充分に支出して速に各種の經營に着手せんこと我輩の敢て望む所なり。」

としている。要するに、台湾を發達させ、台湾の富源を順調に開發しようとするならば、文明的な日本人という經營者の役割は決して見逃せない。それゆえ、日本本土から来る移住民を招致する為に、台湾に日本国内と同じような境界を作る為の公共事業の建設を行わなければならない。その時には、日本国内の人口過剰の問題は解決でき、また台湾の開發も文明的な日本人によってその發達と進歩は必ず驚くべきものとなる、と福沢諭吉はずっと確信していた。

## 2-2. 台湾住民—追放論

福沢諭吉が台湾を重視したのはその国防上の戦略的地位と豊富な熱帯資源のためであった。それは嘗て前述の熱帯殖産論で明らかにわかつて思う。明治二十八年（1895年）五月二十二日の《臺灣の處分法》という一文の結論に「臺灣の處分に就ては彼の人民を眼中に置かず、其土地物産を目的として萬般の新政を斷行せんこと我輩の希望する所なり」<sup>18</sup>と、更に福沢諭吉その構想を証明した。その構想とは即ち台湾住民の追放論である。

<sup>18</sup> 前掲、〈臺灣施政の官吏〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 163。

福沢諭吉によると、台湾住民は「純然たる他國の人民」<sup>19</sup>であるだけではなく、「未開の蛮人」でもある。そのような人種に台湾の富源を開発させるのは無理なことであり、それに加えて日本国内の人口過剰問題を解決する必要もあるゆえ、日本国内の過剰人口を台湾に誘導し、熱帯殖産を經營させ、それを以って台湾でもう一つの日本国を創ろうと考えた。それゆえ、福沢諭吉の目には台湾における土地や自然資源のようなものだけが映り、従来台湾住民の存在は一切無視してしまい、できるだけ台湾住民を追放しようという姿を現した。福沢諭吉の極端な台湾住民に対する処分は《嚴重に處分す可す》という一文に更に露骨な描写がある。

「臺灣の處分に就ては……只その土地を目的として全島の掃蕩を期し、土人の如きは眼中に認めず、一切の殖産興業を日本人の手に經營して大に富源を開發す可し。即ち其第一着手には我政令を布き、男子の辮髪を垂れ婦人の足を小にするが如き野蠻の風習を改めしむる……若しも之に堪へずして苦情を唱ふるものもあらば、化外の民として境外に放逐し、苟も日本國の版圖内に不順の人民は一人たりとも存せしむ可らず。……内地の人口は年々繁殖して多きに苦しむの折柄、臺灣の如き天然の樂地が我版圖に歸して住民甚だ少なしとあれば、續々移住を企て、數年ならずして其數を充すは實際に容易なり。我輩は寧ろ島民等が自から逃去らんことを望むものなり。」<sup>20</sup>

このような厳酷な処分にはほかでもなく、台湾島におけるすべての殖産に関する権利や利益を日本人の手に握らせ、台湾全島を完全に日本化する目的があった。福沢諭吉はその処分法は例外ではなく、歴史において嘗て前例があったと説得した。

<sup>19</sup> 前掲、〈臺灣の處分法〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 467。

<sup>20</sup> 前掲、〈嚴重に處分す可す〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 269。

「其處分法は彼のアングロサクソン人種が亞米利加の大陸を開きたる筆法に倣ひ、無知蒙昧の蠻民をば悉く境外に逐ひ拂ふて殖産上一切の權力を日本人の手に握り、其全土を舉げて斷然日本化せしむることに方針を確定し、着々實行して永遠の大利益を期せんこと我輩の敢て望む所なり。」<sup>21</sup>

要するに、従来の台湾住民は日本の殖産興業という大業において無用なもののみならず、将来発展の妨げにもなるため、早急に処分をせざるを得ないものである。だが、文明開化の第一人者とされた福澤諭吉は、その処分法が与論に非人道と批判されないために、慎重に説得力があるものを付け加え、それは確かにやらざるを得なく、当然であることと認めさせようとした。つまり、台湾住民に強制的ではなく、自ら台湾を去らせることである。それについて、福澤諭吉は鴉片の禁止と抗日勢力の掃蕩という二大方針で台湾住民の追放論を実現しようとした。その方法とは即ち手厳しくその方針を断行することである。

「臺灣……最初より意を決して干涉の方針を執り、早晚日本化せしむる目的として一切の處置を施すこと肝要なる可しと我輩の信ずる所なり。いよいよ其方針を執て断行するに就ては困難も亦容易ならず、或は大に警察力を要することもあらん、又は兵力を用ひざる可らざるの場合もあらん、其影響として従來の人民が續々退去して人口の減少を見ることもあらんなれども、是等の事情には毫も頓着す可らず。」<sup>22</sup>

つまり、台湾の統治において決して寛容な態度をとらずに強制的な干涉を執行すべきだということである。鴉片の禁止でも、抵抗勢力の掃蕩でも、いずれにしても必ず最も厳酷な手段で台湾住民を処分すべきである。その残酷さは「少數を殺すは多數を活すの手段にして、土匪の如きは一人も餘

<sup>21</sup> 前掲、〈臺灣永遠の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 266。

<sup>22</sup> 前掲、〈臺灣の處分法〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 162。

さず殺戮したる處にて僅々の數に過ぎず。之が為め全島の島民をして自から悟りて心を翻さしむる其効能は甚だ大なるべし。我輩が嚴重の處分を主張する所以なり」<sup>23</sup>に明らかであろう。

更に、台湾住民に対して福沢諭吉は特に台湾の豪族に不満や嫌悪感を示した。《臺灣の豪族》<sup>24</sup>一文によると、台湾の豪族は「戦争前より支那の内地に遁去り、自身は安全の地に在りながら、竊に人をして歸順の意を表せしめたるものもありと云ふ」のである、その目的は「蓋し叛民等には全く無關係の色を示し、事定まるの日には家に歸り、日本の順民として依然地主たる地位に安んずるの考なる可し」事である。しかし、福沢諭吉は「表面より見れば毫も他志なきものの如くなれども、其裡面の魂膽を探りたらば大に然らざるの事實を發見するに難からざる可し」と台湾の豪族が台湾島内の日本軍に抵抗する勢力に出資や援助をする可能性があるので、「多少にても叛民を助けたるの證跡を發見したらば嚴重に處分して一步も假さず、土地財産の如き、悉皆沒收す可きものなり」と彼らを厳しく取り調べるべきであり、容疑があるとすればすぐその土地や財産を全部沒收すべきだと言明した。そして、「實際に彼地の大地主輩は、自から支那の大陸に在りながら、島地の小作人より利益を收むるものも多しと云へば、土地の買収の如きは全く他國人を利するの結果を見るに至る可し」<sup>25</sup>と言及した。

つまり、台湾の豪族は台湾において莫大な人力と財産を持ち、その後の日本統治に一定の脅しを齎すため、その勢力を絶対に除去しなければならぬとした。従って、福沢諭吉の最終目的はやはり台湾の土地と自然資源であり、彼は厳しい手段ですべての野蛮な風俗や習慣を徹底的に禁止しながら、抗日勢力を徹底的に抑えなければならないことを強調した上で、台湾を完全に日本化しようと思っていたとわかる。その方法にはつまり日本政府の施政に堪えられない台湾住民に自ら台湾を離れさせ、台湾を純粋な日本人の生活境界に作りあげようという意図があつたと考えられる。彼は《先づ大方針を定む可し》という一文でもこのように語った。

<sup>23</sup> 前掲、〈臺灣島民の處分甚だ容易なり〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 477。

<sup>24</sup> 前掲、〈臺灣の豪族〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 277-279。

<sup>25</sup> 前掲、〈臺灣の方針一變〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 465。

「割讓の目的は全く其土地にして、人民に非ざることを最初よりして既に明白なれば、島地の始末に就て當局者の見る所は只その土地あるのみにして、彼の島民の如き斷じて眼中に置く可らず。實際には臺灣と名くる一の無人島を手に入れたるものと覺悟して、經營の大方針を定む可きものなり。」<sup>26</sup>

この厳しい「台湾住民の島外排斥」論点のは福沢諭吉の台湾植民地統治に対する主要な基調であると見なすことができるであろう。

### 第三節 台湾殖民地統治論

福沢諭吉は、日本政府が台湾第一代総督樺山資紀に台湾接收を任じた後、明治二十八年（1895年）五月二十二日の《臺灣の處分法》<sup>27</sup>という一文に「施政の第一番に斷然の決意を示して新政の方針を明にせざる可らず」と強調して台湾を「早晚日本化せしむる」という目的を明示した。またその中で、当時台湾の反日勢力を「何れ多少の混雜は免れざる可きが、果して斯る舉動もあらんには、只兵力を以て之を壓服す可きのみ……是等の事は受渡の際に於ける一時の運動にして敢て困難にも非ざれども……」とし、あまり気にしない姿勢を見せた。さらに、鴉片問題について、「彼の習慣の如何を問はず、斷然阿片の禁令を發して、苟も之を犯すものは内外人に論なく、日本の法律を以て嚴重に處分して流毒を未然に防ぐこと肝要なる可し」と、福沢諭吉はかえって強い言い方でそれを論述した。鴉片問題と治安問題は福沢諭吉の台湾統治論において最も重要な二大方針であるといえるが、本節では即ちその鴉片問題と治安問題を中心に検討してみたいと思う。

<sup>26</sup> 前掲、〈先づ大方針を定む可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 473。

<sup>27</sup> 前掲、〈臺灣の處分法〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 161-163。

### 3-1. 行政

明治二十八年（1895年）十一月台湾全島平定後、台湾の統治がようやく順調に進んでいくだろうと思われた時、抗日勢力はかえって全島各地で蜂起し、台湾島内はまた不穏な状態となってしまった。福沢諭吉はそれに対して心配を示したと同時に、「當局者の考にては兵亂全く鎮定したる上は純然たる文明の政法を以て島民を治むるの方針なりしが如くなれども、彼等の頑冥不靈は最初より知れ切たる事にして到底恩を以て懐かしむ可き輩に非ず」<sup>28</sup>と台湾総督府が台湾人に文明的な政治を実施したことは不適切であるとも非難した。それゆえ、《先づ大方針を定む可し》という一文で、福沢諭吉はこのように主張した。

「凡そ法律なるものは人智の程度如何に由り寛嚴を殊にするものにして、未開の蠻民に文明の法律を行はんとするは、車夫馬丁の輩に對して小笠原流の禮式を習はしめんとするに異ならず。……彼等の如き無智頑迷の輩を御するに、民權主義より割出したる現行の法律を以てして財産保護を云々せんとするが如き、他國人に聞かせたらば何と評す可きや。」<sup>29</sup>

つまり、福沢諭吉は総督府が行った一視同仁政策を批判し、そして総督府の施政は既に本来台湾領有の目的から離れていたと指摘した。彼によると、

「台湾の有様を今日の儘に差置くときは、新版圖の實を舉る能はずして、其富源は却て他國の為めに吸収せらるるに至る可し。……我國の為めには毫も益する所なく、領地の擴張は唯國民の負擔を重からしむるの結果に過ぎず。斯くては人を殺し血を流して征服を遂げたるの效能、何くに在る可きや。……我輩の所見を以てすれば、島治

<sup>28</sup> 前掲、〈臺灣の騒動〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 355。

<sup>29</sup> 前掲、〈先づ大方針を定む可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 473。

の方針は戦勝國の威嚴を以て彼に臨み、飽までも我政令の下に屈伏せしめ、苟も不順從の輩は嚴重に處分して一步も假さず、全島の島民が悉く境外に退去するも差支なしとまで覺悟して強硬手段を斷行せざる可らず。而して其手段を行ふに就ては、第一に島治の局に當る官吏に勇斷敢為の人物を得て其任を盡さしむること肝要なり。」<sup>30</sup>

上述の「他国」というものは即ち中国大陆に居住している台湾豪族である。台湾総督府は台湾住民に対し厳しい法令で処分せず、そのまま放任したため、土地や他の殖産事業が依然として台湾豪族の手に握られたままであり、日本の台湾領有は殖産興業の利益が得られずに、かえって日本国民の負担となった。従って、台湾の施政を必ず一変させ、台湾人を「敵国の民」と看做し「強硬の手段」をとって、「充分に戦勝國たる威嚴を示し、彼等をして自ら亡國の民たるを悟り、我政令の下に屈伏せしむるこそ當然の處置なる……」<sup>31</sup>。そのため、「島治の面目を一新して大に奮ふの決断は實に目下の急務なり。方針一變と共に當局の人物を撰ぶこと必要なりと知る可し」<sup>32</sup>と、福澤諭吉は勧告した。

明治三十年（1897年）に入ると、福澤諭吉は台湾施政の成績が多少見えるかと思っていたが、目立った成果はなく、むしろただ官吏の苦情と土匪の騒動のみに過ぎないと、《臺灣の軍政民政を區別す可し》<sup>33</sup>という一文に述べている。彼によると、「新領地の經營は單に軍事のみならず、殖産、興業、教育、警察、衛生、土木等、その事は多々にして……本來その邊の事には不向なる軍人を總督として局に當らしめ……到底目的を達す可らず」としており、つまり、これまでのように軍人に限って台湾総督に任命することはこれからの台湾統治の役に立たなくなり、「總督必ずしも軍人に限るの理由とてはあらざれば、現在の組織を一變し、民政と軍政とを判

<sup>30</sup> 前掲、〈臺灣施政の官吏〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 466。

<sup>31</sup> 前掲、〈臺灣の方針一變〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 465

<sup>32</sup> 前掲、〈臺灣施政の官吏〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 467。

<sup>33</sup> 前掲、〈臺灣の軍政民政を區別す可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 651－653。

然區別して、總督の任は其身分に拘らず、廣く適當の人物を求めて當らしむること肝要なるべし」としている。ここから、福沢諭吉は単なる軍事や国防の面だけではなく台湾統治の全面化を求め始めたことがわかる。それでは、台湾總督という大任に相応しい人物の条件付けはそもそも何だったのあろうか。彼は《臺灣當局者の人選》<sup>34</sup>という一文にこのように述べている。

「我輩の前に論じたる如く、軍政を全く獨立のものと為し、總督は必ずしも軍人と限らずして人選の自由を廣くすることなり……人選に至り……文明の學問思想を第一必要の資格として……少なくとも新思想に乏しからざる人物を得て、其任に當らしめんことを主張するものなり。」

要するに、既に台湾統治を軍政と民政とに分けて行うならば、台湾における永遠の統治を図るためにその当局者の人選は必ず「文明の學問思想と新思想」を兼ねた新流の人物でなければならない。のみならず、台湾總督の地位を高めて全権を委任すべきであると福沢諭吉は強調した。彼によると、今日の總督はまるで拓殖務省の属僚であり、どのように才能がある人物を台湾總督に当たらせても、その施政は必ず拓殖務省に干与され、結局その能力を活かすことができない状態となる。従って、「随意に法律を發布するは勿論……財政の如き……如何に費すも其勝手に一任し、出入も自由にして……出で、は則ち總督たり、入ては則ち内閣に列し、奇語を以て云へば恰も臺灣王に封じて獨立の姿を為さしめ……」<sup>35</sup>と、台湾總督の權利を無限大に伸ばすべきだと主張した。

<sup>34</sup> 前掲、〈臺灣當局者の人選〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 667—669。

<sup>35</sup> 前掲、〈臺灣施政の革新〉。『福澤諭吉全集』第十六卷、P. 10



### 3-2. 治安

前述したように、福沢諭吉は最初台湾における抗日勢力をあまり重視せず、楽観的な態度でそれに臨んでいたが、六月から八月までに日本軍の主力が激烈な抵抗に遭った事によって、福沢諭吉の態度も一変して台湾の抗日勢力に対して「叛民兇徒の類にして、之を誅戮するは當然なり。苟も我兵に抵抗するものは、兵民の區別を問はず、一人も残さず誅戮して焦類なからしめ、以て掃蕩の功を全ふす可し。……劉永福の如き……速に之を戮して軍門に徇ふるは勿論、その部下の兵士の如きも、悉く軍律に問ふて嚴刑に處し、以て大に後來を警しむ可きものあり」<sup>36</sup>と強硬な言い方で論説を發表した。その後、福沢諭吉は更に「彼等の中、兵器を執て抵抗を試みたる輩は片端より誅戮を加ふ可きは申し迄もなく、假令ひ然らざるも新政に對して不順の實あるものは颯々と退去を命ず可し。本来の目的は臺灣と名くる土地を日本人の手に入れて殖産興業の發達を謀る一事のみ。島民の如きは素より眼中に置かざることなれば、彼等の退去は寧ろ喜ぶ可き處なれ……」<sup>37</sup>と、台湾住民が残酷な掃蕩に堪えられなくなった上で自ら台湾を離れさせるとする意図を示した。

明治二十八年（1895年）十一月に台湾全島を平定してからただ二ヶ月を経て、台湾の抗日勢力が再び各地で遊撃戦を起こして政府の施設を攻撃し始めた。福沢諭吉はそれについて、「島民等が我大兵の引揚げての薄きを窺ひ、再び蜂起して狂暴を逞うするは、野蠻人の常態にして怪しむに足らず。……我輩は討平鎮壓の手段に就ても遺憾少なからざるものなれども……今回の騒動こそ好機會なれ、兵力を以て容赦なく掃蕩を行ひ、葉を枯らし根を絶ちて一切の醜類を殲滅し、土地の如きは盡く之を没収して、全島舉て官有地と為すの覺悟を以て大英斷を行ふ可し」<sup>38</sup>と、台湾人のそういった行為は野蠻人の常態なので驚く必要はなく、与論における不安な気配を落ち着かせようとする一方、総督が一時の平定を真実の平定だと認めた

<sup>36</sup> 前掲、〈嚴重に處分す可す〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 269-270。

<sup>37</sup> 前掲、〈臺灣の豪族〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 277。

<sup>38</sup> 前掲、〈臺灣の騒動〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 354-355。

からこそ反乱が再び起こったと批判した。そして、福沢諭吉は再びその最終目的を重ねて強調し、台湾全島の土地を全て官有地にするべきだと総督府を説得しようとした。但し、福沢諭吉はその後、「一切の醜類を殲滅し」の後ろに「我輩の所謂殲滅とは其種類を併せて之を殲すの謂に非ず」<sup>39</sup>という一言を付け加えた。彼によると、今回蜂起した数万の匪賊を平日に良民と認めたが、彼らが心から本当に服従する者ではないことは既に事実となったので、再び反乱の動きを起こさせないように犯罪の疑いある者は寧ろ重刑に従って処分することにすべきであるとした。また、平定後の善後処置は決して前回のように油断していわゆる文明施政を実施することはなく、戦時の態度を以ってこれからの処分をすべきであると強硬に主張した。明治二十九年（1896年）七月、福沢諭吉は再び台湾における反乱事件を次のように論述した。

「臺灣は戦勝の結果として條約に由て割讓せしめたるものなれども、實際には幾多の人を失ひ血を流すを免かれずして、恰も兵力を以て征服したるに異ならず。……現に今日に至りても尚ほ全く歸服せずして、動もすれば干戈を弄び抵抗を企つるものさへ多き次第なれば、到底順民を以て視る可らず。……然るに當局者の方針を見れば、彼等を内地の人民同様に遇する尚ほ其上に……恰も其勝手氣儘に一任しながら、實際には飼犬に手を噛るゝの出来事も屢ばなりと云ふ。」<sup>40</sup>

要するに、福沢諭吉は依然として台湾住民の忠誠に深い疑いを持ち続けていたため、最初からずっと主張してきた強硬な手段の理由もその所以である。だが、福沢諭吉は「少数を殺すは多数を助くるが為め、政法の勵行は彼等を保護するが為めにして、寧ろ寛大仁慈の目的に出るものなれども……」<sup>41</sup>と、清国時代より現行の日本政府はかえって台湾人を保護する為

<sup>39</sup> 前掲、〈臺灣善後の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 359。

<sup>40</sup> 前掲、〈臺灣の方針一変〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 464—465。

<sup>41</sup> 前掲、〈臺灣島民の處分甚だ容易なり〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 478。

にそのような強硬な手段をとらざるを得なかったと結論付けたが、そこには明らかにもう一度検討し直さなければならない疑問があると思う。最後に、福沢諭吉はしばしば匪賊の掃蕩によって台湾人の手にある土地や財産等を征服しようとして強調したものの、総督府は終にそれを採用しなかった。

### 3-3. 鴉片禁止

福沢諭吉は当時、台湾接收に際して台湾に於ける鴉片問題に対してしてこのように述べている。

「聞く所に據れば臺灣は阿片の流毒最も甚だしき土地にして、全島の人民その毒に耽らざるものは甚だ少れなりよ云ふ。今もし其舊に據りて毒煙の流行を自由に付し去らんか、彼の人民が自ら毒に倒る、は自業自得……日本人の間に傳染して毒域を廣くするの危険を如何す可きや。」<sup>42</sup>

当時、福沢諭吉は既に鴉片問題の深刻化に気づき、日本人の間にその悪習を伝染させないよう、対策を練った。その対策というものは、ほかでもなく、即ち台湾において完全に鴉片を禁止することである。彼は鴉片の禁止について、「阿片の如き、日本の國禁たる以上は、喫煙の所行は申す迄もなく、其製造輸入も断然嚴禁し、法を犯すものは其罪を糾して一步も假さず、若しも之に堪へずして苦情を唱ふるものもあらば、化外の民として境外に放逐し、苟も日本國の版圖内に不順の人民は一人たりとも存せしむ可らず」<sup>43</sup>と、彼は断固としてアヘン吸飲を禁止すると主張し、それに堪えられない台湾住民は必ず台湾から去らざるを得ないと唱えた。だが、日本政府は阿片嚴禁の根本方針は一定したものの、当時の台湾の事情を考えた上で台湾住民は既に久しく阿片吸飲の悪習に馴染み、一朝一夕に之の絶対禁止を断行しにくいゆえ、止むを得ず徐々に阿片を改めさせる策を採用し

<sup>42</sup> 前掲、〈臺灣の處分法〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 162。

<sup>43</sup> 前掲、〈嚴重に處分す可す〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 269。

た。福沢諭吉はその作法に断固として反対し、その理由を以下のように述べた。

「抑も日本が臺灣の地を得たるは、之を我所領として其土地を繁昌せしめ、以て人民の幸福を進むの目的に外ならず。然るに法律に於て嚴禁する阿片の喫煙を許して其悪習を恣にせしめ、内地の人民に傳染の患さへ顧みざるは何の為めなりやと問へば、單に彼の島民等の癡情を慰むるに過ぎざる其島民は、本来我に心服せず、動もすれば他の煽動に應じて反抗するものなりと云ふ其趣は、恰も盜賊の為めに法律を寬にして兇器の携帯を自由にするに異ならず。……遽に阿片の禁を嚴にしたらば、島民等は堪ふること能はずして、自から境外に退去することもあらんなれども、彼等の退去こそ寧ろ望む所なれば、若し内地同様の法律に堪へずとなれば、彼等の自退を待たずして我より退去を命ず可し。」<sup>44</sup>

要するに、彼の一貫した論調である台湾人を懐柔するために内地人と同様の扱いをすることを強烈に批判し、風俗習慣でも、匪賊の掃蕩でも、全て油断はなく厳しく取り締まるべきであることを再三呼びかけた。彼の目的は、内地人に阿片の悪習を傳染させないことは勿論、「本来臺灣が無人島なりしならんには斯る悪習の傳染す可きやうもなき筈なるに、偶ま其土地に一種の蠻民が住居する為めに、其悪習を内地人に傳へて生命を危うするの危険ありとすれば、日本人たるものは正當防禦の為めに如何なる手段を用ひも其害源を除かざる可らず」<sup>45</sup>からも見えるように、禁令によって「害源」と言われる多くの台湾人を台湾から去らせる事が恐らくその本心ではないかと思う。

<sup>44</sup> 前掲、〈臺灣善後の方針〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 360。

<sup>45</sup> 前掲、〈政令に従はざるものは退去せしむ可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 475。

## 第四節 小結

福沢諭吉は日本近代化の過程において西洋文明を摂取して文明国家群に入って日本を列強の侵略から防ごうと図り、事実上、彼は確かに成功して日本を文明の境界に導引した。その功績は疑いもなく見逃せないことである。だが、日本が順調に西洋化していくうちに、そのテンポは速すぎたかもしれないが、結局その国家の自主独立という目的をなしとげた上で、日清戦争の勝利をきっかけに更に進んで植民地主義国家となった。福沢諭吉は、即ちその積極的な植民地主義者であるといえる。日清戦争がまだ終わっていないうちに、既に台湾を割譲させようという論説を唱え、国防の立場から台湾の重要性を明らかに分析した。それだけではなく、彼はまた殖産興業の視点から台湾を割譲させなければならないと政府に呼びかけた。彼の見た限りでは、台湾は気候や土地等、環境について言えば人の居住に相応しい楽土であるが、あいにくなのは、其の地には従来居住している蛮人が存在し、将来日本の国内移民と台湾富源の開発及び熱帯殖産の経営を妨害する恐れがあった。

要するに、台湾を処分する時に、それを無人島とした統治方針を練った方が宜しく、総督府の当局者は必ずその英断と覚悟を備えなければならないと彼はいった。だが、文明先進者の天職を唱えた福沢諭吉は日清戦争を、中国と朝鮮を文明の軌道に乗せるために行われた文野の戦と名づけたものの、台湾植民地の経営にはその文明の天職というものが全く見えなかった。台湾問題に限っては、何度も台湾住民を「土人」、「蛮人」といい、「殲滅」、「誅戮」、「殲す」という単語を並べたことで福沢諭吉は文明先進者としての天職をとっくに失ってしまっていたのではないかと思う。従って、天職といっても、事実上は日本国の利益のためにそういった天職を利用していたのではないだろうかと考えられる。

台湾における反乱がある程度平定した後、福沢諭吉の言論には嘗て暴戾な振る舞いは見えなくなり、その代わりに総督府当局の権利や才能に着目し始めた。それは恐らく、台湾統治において顕著な成果が始終出てこない

かもしれないので、台湾統治を福沢諭吉は考え直し、総督を軍人に限るという条件付けを批判しながら台湾統治の永続的な経営を謀った。彼によると、新時代の文明思想を持つ人物こそ重要な台湾統治の大任に当たる事ができる。そうすれば、台湾における熱帯富源の経営や列強との交渉などが問題なくなり、また、総督に独立した地位を与え、島内において無限大の権利を有させることによって台湾の繁栄は近いうちにきっと来るであろう、とした。しかし福沢諭吉の台湾を無人島として新日本国を創ろうという理想は終に実現しなかった。彼は苦心を重ねて台湾人を退去させようとしたが、

「……既に馬關條約の規定にも明言したる通り、今より凡そ一年の間は彼等の進退去就は彼等の自由なれば、苟も其嚴令に堪へざるときは自から境外に退去するまでのことのみ。即ち我政令に服するか、我版圖内を去るかの二様の選みを彼等の判断に任ずるものにして、寧ろ寛大の處置と云はざるを得ず。」<sup>46</sup>

結局、明治三十年（1897年）五月八日の「住民去就決定日」に至ると、実際に台湾を去った人数は僅か四四五六人に過ぎず、当時台湾の総人口におけるわずか〇・一六%を占めたに過ぎなかった<sup>47</sup>。この様に、日本側の旧慣嚴禁や残酷な軍事掃蕩といった行為が多数の台湾人に自ら台湾から逃させず、かえって反感を買っただけに終わっていた。台湾における反乱が大体平定した後、福沢諭吉の言論は温和となったと言われているが、変わらず強調し続けたのは台湾人の帰順心の有無という点である。しかも、台湾の抗日勢力が中国または他の列強との結びつくことを福沢諭吉は最後までずっと懸念し続けていた。彼は台湾人が如何にも信じられない者である

<sup>46</sup> 前掲、〈政令に従はざるものは退去せしむ可し〉。『福澤諭吉全集』第十五卷、P. 475

<sup>47</sup> 当時台湾における地方官制次第に見ると、明治三十年五月八日に「住民去就決定日」までに台湾を離れた人数は台北県には一八七四人、台中県には三〇一人、台南県には二二〇〇人、澎湖庁には八一人、全部で四四五六人があり、当時に台湾総人口の二百七十万人余りにおける僅か0.16%を占めた。台湾總督府警務局、『台湾總督府警察沿革誌』「領台以後の治安状況」、1986年、P. 688。

と指摘し、そして台湾人に対する同化や懐柔策の様な事を反対し、台湾を単純な新日本国に改造しようとするという考え方を始末に強調した。結局、統治初期における台湾ではかえって植民地主義を施行し、台湾を新日本国とはせず、日本帝国において依然として植民地として位置付けられた。